

令和8年4月1日

障がい者の皆様、介助者の皆様

石狩市民プール指定管理者 石狩公務サービス（株）

### 障がい者に関する石狩市民プール利用料金の減免について

既に、広報いしかり3月号にて周知のあった障がい者の利用料金減免について、令和8年4月1日より石狩市民プールを利用される障がい者の方を対象に、下記のとおり減免されることとなりましたのでお知らせいたします。

#### 記

**対 象 者** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの障害者  
※ご利用の場合、上記持参の上、受付に提示をお願いいたします

#### 減 免 内 容

**【プ ー ル】** 身体障がい者など(介助者も含む)が個人で利用の場合… **10割減免**

**【多目的ホール】** 身体障がい者など(介助者も含む)が個人で利用の場合… **10割減免**

構成員の半数以上障がい者で団体が利用の場合 … **5割減免**

※公共施設使用料減免団体としての登録が必要となります

※石狩市役所 障がい福祉課 72-3194 が登録申請部署となります

#### 《ご確認ください》

プール利用に関し「障がい者回数券」をお持ちの方は、市内・市外を問わず返金対応をいたしますので石狩市民プール受付までお申し出ください。

返金の際には、障がい者本人の印鑑と障害者手帳等(写し)が必要となります。

なお、返金対応の期日につきましては、令和8年6月30日迄といたしますのでご留意いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ 石狩市民プール 0133-74-6611